

1 第179回国会概観

1 会期及び活動等の概要

(召集・会期)

第179回国会（臨時会）は、平成23年10月20日に召集され、会期については、同日の衆参両院の本会議において、12月9日までの51日間とすることが議決された。

翌21日、参議院議場において開会式が行われた。

(院の構成)

参議院では、召集日当日の本会議で、議席の指定が行われた後、常任委員長の辞任（文教科学、国土交通、環境、国家基本、決算、行政監視、議院運営）、常任委員長の選挙（文教科学、国土交通、環境、国家基本、決算、行政監視、議院運営）、特別委員会の設置（災害対策、沖縄・北方、倫理選挙、拉致問題、ODA、消費者問題、震災復興）が行われた。

衆議院では、召集日当日の本会議で、特別委員会の設置（災害対策、倫理選挙、沖縄北方、青少年問題、海賊・テロ、拉致問題、消費者問題、科学技術、郵政改革、震災復興）が行われた。

衆参両院に設置された憲法審査会については、平成19年8月7日（第167回国会（臨時会））に設置されて以降、同審査会委員の選任が行われていなかつたが、召集日当日（23年10月20日）の衆参両院の本会議において、同審査会委員の選任が初めて行われた。

11月14日、西岡武夫議長の逝去（同月5日）に伴い、参議院本会議において議

長の選挙が行われ、無名投票の結果、第29代議長に平田健二君（民主）が当選し、同日、議長は所属会派を退会した。

(所信表明演説・質疑、平成二十三年度第3次補正予算)

10月21日以降、衆参両院の常任委員会等において、所管大臣等に対する質疑が行われた。

28日、東日本大震災からの本格的な復興等を実現するための必要な措置を盛り込んだ平成二十三年度第3次補正予算が提出され、同日、衆参両院の本会議で、野田内閣総理大臣の所信表明演説、安住財務大臣の財政演説が行われ、これに対する質疑（代表質問）は、衆議院で31日及び11月1日、参議院で1日及び2日にそれぞれ行われた。

平成二十三年度第3次補正予算は、2日、衆議院予算委員会で趣旨説明を聴取し、7日、8日、9日及び10日に質疑を行った後、可決した。同日の衆議院本会議で可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で2日に趣旨説明を聴取し、15日、16日、17日及び21日に質疑を行った後、可決した。同日の本会議で可決、成立した。

(西岡武夫議長の逝去)

11月5日、西岡武夫議長が逝去した。

14日、本会議において議長の選挙が行われ、平田健二君（民主）が当選した。

25日、本会議において尾辻秀久副議長による参議院議長故西岡武夫君の哀悼演

説が行われた後、青山葬儀所において参議院葬儀を行った。

(環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ))

野田内閣総理大臣は、11月10日に記者会見を行い、環太平洋パートナーシップ協定（ＴＰＰ）交渉への参加を表明する方向であったが、与党内の慎重に判断することを求める動き等を踏まえ、記者会見は11日に先送りされた。

11日、衆議院の予算委員会で経済連携等についての集中審議を、参議院の予算委員会では環太平洋パートナーシップ協定等に関する集中審議をそれぞれ行った。

同日夜、野田内閣総理大臣は、首相官邸で記者会見を行い、ＴＰＰ交渉参加に向けて関係国との協議に入る旨の表明を行った。

(財源確保特措法案、地方交付税特例法案、地方税臨時特例法案)

財源確保特措法案、地方交付税特例法案及び地方税臨時特例法案については、11月7日の衆議院本会議で3案一括して趣旨説明及び質疑を行った後、財源確保特措法案は衆議院財務金融委員会で、地方交付税特例法案及び地方税臨時特例法案は衆議院総務委員会で、それぞれ審査を行い、24日の衆議院本会議で、財源確保特措法案及び地方税臨時特例法案は修正議決、地方交付税特例法案は可決され、それぞれ参議院に送付された。

参議院では、25日の本会議で3案一括して趣旨説明及び質疑を行った後、財源確保特措法案は財政金融委員会で、地方

交付税特例法案及び地方税臨時特例法案は総務委員会で、それぞれ審査を行い、30日の本会議で可決、成立した。

(復興庁設置法案)

復興庁設置法案については、11月24日の衆議院本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、衆議院震災復興特別委員会で審査を行い、12月6日の衆議院本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、震災復興特別委員会で審査を行い、9日の本会議で可決、成立した。

(党首討論)

11月30日、国家基本政策委員会合同審査会（党首討論）を開会し、谷垣禎一自由民主党総裁及び山口那津男公明党代表と野田内閣総理大臣との間で初めて討議が行われた。

(一川防衛大臣及び山岡国務大臣に対する問責決議案)

12月9日の会期末、前沖縄防衛局長の不適切発言への監督責任等を理由として防衛大臣一川保夫君問責決議案が、さらに、マルチ商法に対する不適切な発言を繰り返している等を理由として国務大臣山岡賢次君問責決議案が参議院で提出され、同日の本会議においてそれぞれ可決された。

(労働者派遣法案等)

今国会での対応が注目された法案のうち、労働者派遣法案、郵政改革法案、国家公務員給与臨時特例法案については、すべて衆議院において継続審査となつた。

2 予算・決算

(1) 平成二十三年度第3次補正予算

10月28日に提出された平成二十三年度第3次補正予算3案は、東日本大震災からの本格的な復興等を実現するために編成され、災害救助等関係経費、災害廃棄物処理事業費、公共事業等の追加、災害関連融資関係経費、地方交付税交付金、東日本大震災復興交付金、原子力災害復興関係経費、全国防災対策費等を内容とするものであった。

衆議院では、予算委員会で、11月2日に趣旨説明を聴取し、7日、8日、9日及び10日に質疑を行った後、可決した。同日の本会議で平成二十三年度第3次補正予算3案は可決され、参議院に送付された。

参議院では、予算委員会で、11月2日に趣旨説明を聴取し、15日及び16日に質疑（いずれの質疑も野田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行い、17日に一般質疑、21日に締めくくり質疑（野田内閣総理大臣以下全大臣出席）を行った後、可決した。

同日の本会議で、平成二十三年度第3次補正予算3案は、押しボタン式投票をもって採決の結果、可決、成立した。

(2) 平成二十一年度決算

平成二十一年度決算外2件は、第176回国会の平成22年11月19日に提出された。

第177回国会において、参議院では、平成23年2月16日の本会議で平成二十一年度決算の概要についての報告及び質疑を行った後、決算委員会で審査を行い、

8月5日に准総括質疑を行った。

今国会において、決算委員会では、12月7日に平成二十一年度決算外2件及び平成二十一年度予備費関係4件（平成二十一年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）、平成二十一年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2））（いずれも第174回国会提出、12月1日に衆議院から送付）を一括して審査（平成二十一年度決算外2件の質疑は締めくくり総括質疑）を行い、討論を行った。採決の結果、平成二十一年度予備費関係4件はいずれも承諾を与えるべきものと議決し、平成二十一年度決算は是認すべきものでないと決し、6項目について内閣に対し警告すべきものと議決し、7項目から成る平成二十一年度決算審査措置要求決議を行った。また、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は是認すべきものでないと決し、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものと決定した。なお、国会法第105条に基づく会計検査院に対する検査要請を4項目行った。

9日の本会議では、平成二十一年度決算外2件について討論の後、採決の結果、平成二十一年度予備費関係4件は承諾す

ることに決し、平成二十一年度決算は是認しないことに決定し、次いで委員長報告のとおり内閣に対し警告することに決した。また、平成二十一年度国有財産増減及び現在額総計算書は是認すべきものでないと決し、平成二十一年度国有財産無償貸付状況総計算書は是認すべきものと決定した。

3 法律案・条約・決議

(審議の概況)

内閣提出法律案は、今国会提出16件、継続22件のうち、13件が成立（成立率約34.2%）した。

参議院議員提出法律案は、今国会提出8件、継続10件のうち1件が成立（成立率約5.6%）した。

衆議院議員提出法律案は、今国会提出1件、継続25件であったが、成立した法律案はなかった。

条約は、今国会提出2件、継続4件のすべてが国会の承認（成立率100%）を経た。

決議案は、5件提出され、難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議案、第三十二回オリンピック競技大会及び第十六回パラリンピック競技大会東京招致に関する決議案、防衛大臣一川保夫君問責決議案、国務大臣山岡賢次君問責決議案の4件が可決された。

（1）財源確保法案

財源確保法案（閣法第4号）は、10月28日に衆議院に提出された。

衆議院において、11月7日の本会議で財源確保法案と地方交付税特例法案（閣

従来、決算の議決は、本件決算のは認及び内閣に対する警告（いわゆる警告決議）から成っていたが、決算をは認しない場合に警告決議を行った例は、平成十九年度決算以来2度目のこととなった。

（3）平成二十一年度決算

平成二十一年度決算外2件は、平成23年11月22日に提出された。

法第2号）及び地方税臨時特例法案（閣法第3号）を一括して趣旨説明及び質疑を行った。その後、財源確保法案については、財務金融委員会で9日に趣旨説明を聴取し、18日に質疑、22日に参考人質疑及び質疑を行い、原案並びに民主・自民・公明提出の修正案について討論の後、採決の結果、民主・自民・公明提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、復興特別所得税の課税対象期間及び税率の変更、復興特別たばこ税に係る規定の削除並びに復興債等の償還期間の変更を行うとともに、附則に決算剰余金の償還費用の財源への活用及び復興に係る特別会計の設置についての規定を追加する等を内容とするものであった。24日の本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院において、25日の本会議で財源確保法案と地方交付税特例法案及び地方税臨時特例法案を一括して趣旨説明及び質疑を行った。同日、財源確保法案については、財政金融委員会で趣旨説明を聴取し、29日に質疑（午後、野田内閣総理大臣出席）及び参考人質疑を行い、討論

の後、採決の結果、可決した。30日の本会議で可決、成立した。

(2) 地方交付税特例法案、地方税臨時特例法案

地方交付税特例法案（閣法第2号）及び地方税臨時特例法案（閣法第3号）は、10月28日にそれぞれ衆議院に提出された。

衆議院において、11月7日の本会議で両案と財源確保法案（閣法第4号）を一括して趣旨説明及び質疑を行った。その後、両案については、総務委員会で17日に趣旨説明を聴取し、22日に質疑を行い、地方税臨時特例法案並びに民主・自民・公明提出の地方税特例法案に対する修正案について討論の後、採決の結果、地方交付税特例法案については原案どおり可決した。また、地方税臨時特例法案については民主・自民・公明提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、個人の道府県民税及び市町村民税の均等割の標準税率の特例について、いずれも適用期間を5年度間延長して平成26年度から平成35年度までとし、標準税率に加算する額を500円に引き上げるとともに、道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の特例に関する規定を削除する等を内容とするものであった。24日の本会議で地方交付税特例法案は原案どおり可決、地方税特例法案は修正議決され、参議院に送付された。

参議院において、25日の本会議で両案と財源確保法案を一括して趣旨説明及び質疑を行った。同日、両案については、総務委員会で趣旨説明を聴取し、29日に質疑を行い、地方税臨時特例法案につい

て討論の後、採決の結果、両案は可決した。30日の本会議で両案は可決、成立した。

(3) 復興特別区域法案

復興特別区域法案（閣法第1号）は、10月28日に衆議院に提出された。

衆議院では、11月18日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、21日、22日、24日、25日及び29日に質疑を行い、原案並びに民主・自民・公明・国民・日本提出の修正案、共産提出の修正案及びみんなの党提出の修正案について討論の後、採決の結果、民主・自民・公明・国民・日本提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、認定地方公共団体等は、新たな規制の特例措置等について、国会に対して復興特別意見書を提出することができること、国と地方の協議会において協議が調った場合、認定地方公共団体等の講ずる措置の実施のために必要があるときは、内閣総理大臣等は、速やかに、法制上の措置等を講じなければならないこと、復興交付金事業計画に記載する事項について、基幹事業に関連して地域の特性に即して自主的かつ主体的に実施する事業または事務がこれに含まれること等を内容とするものであった。29日の本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、30日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、12月1日及び2日に質疑を行い、原案並びに共産提出の修正案について採決の結果、共産提出の修正案を否決し、原案どおり可決

した。7日の本会議で可決、成立した。

(4) 復興庁設置法案

復興庁設置法案（閣法第8号）は、11月1日に衆議院に提出された。

衆議院では、24日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、震災復興特別委員会で12月2日に趣旨説明を聴取し、同日、5日及び6日に質疑を行い、原案並びに民主・自民・公明・国民・日本共同提出の修正案及びみんなの党提出の修正案について採決の結果、民主・自民・公明・国民・日本共同提出の修正案を可決し修正議決した。この修正は、復興庁の所掌事務に、復興に関する行政各部の事業を統括・監理すること及び復興庁が復興に関する事業の予算を一括して要求し、確保することなどの事務を追加すること、

関係行政機関の長は、復興大臣の勧告を十分に尊重しなければならないこと、復興庁に、副大臣2人を置くほか、他の府省の副大臣をもって充てられる副大臣を置くことができること、復興庁に、大臣政務官3人を置くこととしていた条項を削除し、他の府省の大蔵政務官をもって充てられる大臣政務官を置くこと等を内容とするものであった。6日の本会議で修正議決され、参議院に送付された。

参議院では、7日の本会議で趣旨説明及び質疑を行った後、同日、震災復興特別委員会で趣旨説明を聴取し、8日に質疑（午後、野田内閣総理大臣出席）を行い、採決の結果、可決した。9日の本会議で可決、成立した。

4 その他

(憲法審査会)

憲法審査会が平成19年8月7日（第167回国会（臨時会））に衆参両院において設置されて以降、同審査会委員の選任が行われていなかったが、今国会の召集日当日（23年10月20日）の衆参両院の本会議において、同審査会委員の選任が初めて行われた。

10月21日、憲法審査会が初めて開会し、会長の選任を無名投票で行い、投票の結果、小坂憲次君（自民）が会長に当選した。

11月28日、参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等について元参議院憲法調査会会长・元参議院日本国憲法に関する調

査特別委員長関谷勝嗣君等から説明を聴取し、意見交換を行った。

12月7日、参議院憲法調査会及び日本国憲法に関する調査特別委員会における議論の経過等について意見交換を行った。

(選挙制度の改革に関する検討会)

12月7日、選挙制度の改革に関する検討会が開会され、実務的な協議を行うため、本検討会の下に各会派の協議会「選挙制度協議会」を設置した。

(両院議運合同協議会)

第178回国会（臨時会）で成立した国会法の一部を改正する法律（平成23年10月7日法律第111号）及び東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成23

年10月7日法律第112号)が10月30日に施行されたことにより、東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故原因等を調査し、原子力発電所の事故防止のための施策等について提言を行うために、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会(以下、「原発事故調査委員会」という。)が、更に原発事故調査委員会の委員長及び委員の推薦、その要請を受けて国政に関する調査を行う等のために、東京電力福島原子力発電所事故に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会(以下、「両院議運合同協議会」という。)が、国会に設置された。

11月2日の本会議(衆議院では1日の本会議)で、両院議運合同協議会規程を可決し、また、両院議運合同協議会委員15名(衆参併せて30名)を指名した。

同日、両院議運合同協議会で、両院議運合同協議会会长に小平忠正君(衆・民主)を選出し、同会長代理に鶴保庸介君(参・自民)を指名し、更に幹事及び委員外議員の選任を行った。

12月1日、原発事故調査委員会委員長及び同委員の推薦について決定した。

これを受けて、2日の衆参両院の本会議で、原発事故調査委員会委員長に黒川清君、同委員に石橋克彦君外8名を任命することを承認した。

8日、衆参両院の議長より黒川清君外9名に辞令が交付された。

同日、両院議運合同協議会で、黒川清原発事故調査委員会委員長等から就任挨拶があった後、各党から意見等が述べられた。

(参議院議長故西岡武夫参議院葬儀)

11月5日に逝去した参議院議長故西岡武夫君の参議院葬儀が、11月25日に青山葬儀所で執り行われた。葬儀では、黙祷が捧げられた後、葬儀委員長の平田参議院議長及び横路衆議院議長から弔詞贈呈が行われた。

(ブータン王国国王ジグミ・ケサル陛下及び同王妃陛下の歓迎会)

11月17日、国賓として来日したブータン王国国王ジグミ・ケサル陛下及び同王妃陛下が国会を訪問し、両院議長主催による歓迎会が衆議院議場において行われ、ジグミ・ケサル国王陛下が国会演説を行った。